

令和5年度講師養成研修（市町村）
「地方公務員法講師養成研修」実施要領

1 目的

地方公務員法の講師として必要な体系的知識と研修指導技術を身に付ける。

2 対象

構成団体の長から推薦された主任級以上の職員

3 予定人員

市町村24人

4 日程

- ①10月 5日（木） 9：00～16：30
- ②10月 6日（金） 9：00～16：30
- ③11月10日（金） 9：00～16：30
- ④11月16日（木） 9：00～16：30
- ⑤12月15日（金） 9：00～16：30

| | | | | | | | |
|-------|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 9:00 | 9:05 | | 12:00 | 13:00 | | 16:30 |
| 1日目 | | オリエンテーション | 講義・演習 | 休憩 | | 講義・演習 | |
| | 9:00 | | | 12:00 | 13:00 | | 16:30 |
| 2、3日目 | | | 講義・演習 | 休憩 | | 講義・演習 | |
| | 9:00 | | | 12:00 | 13:00 | | 16:00 16:30 |
| 4日目 | | | 講義・演習 | 休憩 | | 講義・演習 | 実習説明 |
| | 9:00 | | | 12:00 | 13:00 | | 16:25 16:30 |
| 5日目 | | | 講義実習 | 休憩 | | 講義実習 | 講義の振り返り等 |

※4日目の講義終了後、5日目の講義実習の説明を30分間行います。

5 講師

中央大学法科大学院教授 土田 伸也 氏
市町村職員

6 会場

彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター
【所在地】さいたま市北区土呂町2-24-1

7 携行品

筆記用具、名札（日常使用しているもので結構です。）

8 その他

- (1) 実施要領、シラバス（研修科目案内）、「充実した研修にするために～研修生の心得～」を必ず御確認の上、御参加ください。
- (2) 研修中はこまめに手洗いや手指消毒を行ってください。
また、発熱や咳の症状が見られる方は、研修の受講を御遠慮ください。
なお、研修中に体調が優れなくなった場合は、速やかに事務局にお申し出ください。
※マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとします。
- (3) 業務等の都合によりやむを得ず欠席（遅刻・早退）する場合は、欠席（遅刻・早退）届を以下のとおり提出してください。また、欠席（遅刻・早退）することが当日判明した場合は、速やかに当広域連合に連絡してください。
【提出方法】研修担当課へ欠席（遅刻・早退）を申し出てください。

- (4) 昼食は、近隣に施設が少ないので、なるべく各自で用意してください。
なお、業者による弁当の販売は行いませんので、御注意ください。

担当：人材開発グループ市町村職員担当 南
【E-Mail】 y.minami@hitozukuri.or.jp 【電話】 048-664-6684 【FAX】 048-664-6667